

仕様書における計算手法およびモデルに関する技術的検討

「マネジメント・アクションの取扱い」について

2021年3月5日

本資料の目的

1. 日本アクチュアリー会においては 2019 年度、保険負債の妥当性（適切性）検証の検討を行うため、ソルベンシー検討WG（生保・損保）の活動を自発的に再開した。これは、2019 年度より金融庁フィールドテスト仕様書において保険負債検証レポートの提出が求められていることに関連したものである。
2. また、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」の報告書（令和 2 年 6 月 26 日）においては、保険負債の計算・検証方法等に関するガイダンスに関する部分で、「実務的に有用かつバランスの取れたガイダンスとするためには、金融庁と日本アクチュアリー会等が連携しつつ、検討を深めていくことが考えられる。」との意向が示されている。
3. また、2020 年度、当WGは金融庁より「保険負債の妥当性検証に関する検討（2020 年 7 月 21 日）」（以下、2020 検討レポート）を受領し、WGにおいてその説明を受けており、保険負債評価の妥当性を確保する上で様々な課題意識を共有していただいているところである。
4. 当資料は、2020 検討レポートにおいて示された課題について、各社における 2019 年度のフィールドテストでの実務内容に関するアンケートを行い、その共有を進めることにより、金融庁との連携・協議に資することを目的としている。
5. とりわけ、当資料のテーマ「マネジメント・アクションの取扱い」に関しては、2020 検討レポートにおいて、具体的に以下のような課題意識が示されている。
 - (1). 現在推計の計算において、客観的、現実的かつ検証可能である場合、マネジメント・アクションを認識することができることとしている（108 項）。
 - (2). また、現在推計の計算において認識されるマネジメント・アクションは、有配当商品および保険料調整可能商品に関する将来の配当またはその他の裁量給付に影響を与える決定に限定するとしている（109 項）。
 - (3). これらを踏まえ、マネジメント・アクションの具体例や、マネジメント・アクションを認識する場合の留意点、妥当性の検証方法等につき、一定の明確化が必要か。
6. 当資料は、上記、2020 検討レポートの指摘事項に関係のある、当WG内での議論や意見をまとめている。

当WGにおいて共有された視点・例示等

7. 当WGにおいては「マネジメント・アクションの取扱い」について、主な視点や例示として以下のような意見があった。

(1). 2019年度フィールドテスト実施時点におけるマネジメント・アクションの認識について、主に次の意見があった。

- ① 将来の契約者配当については、生保においては過半、損保においては一部の回答者が現在推計のキャッシュフローに織り込んでいると回答し、そのうち半数程度がマネジメント・アクションとして認識。
- ② 将来の裁量給付については、生保においては一部の回答者が現在推計のキャッシュフローに織り込んでいると回答し、そのうち半数程度がマネジメント・アクションとして認識。損保においては、将来の裁量給付を現在推計に織り込んでいるという回答、マネジメント・アクションとして認識しているという回答ともに存在しなかった。なお、マネジメント・アクションと認識している裁量給付の事例としては次の意見があった。
 - ・利率変動型商品や団体年金における、経済シナリオに応じた予定利率設定
 - ・再保険配当
 - ・事業計画上の事業費削減計画

(2). 現在推計の計算において認識できるマネジメント・アクションは、仕様書において「客観的、現実的かつ検証可能」（108項）であること等と規定されているところ、この規定の解釈について主に次の意見があった。

- ① 108項に定める「客観的、現実的かつ検証可能」と見なされる例としては、担当役員または取締役会等といった経営の然るべき階層による承認および文書化が考えられるとの意見が多かった。
- ② また、実際に想定される予定行動であること（「現実的」）等の確保が必要とする意見や、客観性確保のために社内または社外の第三者によるレビューを受けることが考えられるといった意見もあった。
- ③ なお、個別のマネジメント・アクションの重要性や各社のガバナンス体制等に依存することから、一概に承認者や第三者レビューの要否を決めることは困難であり、各社で実態に応じて妥当と判断する検証体制を構築することが考えられる（その場合には検証体制の文書化が客観性の確保に資する）との意見もあった。

(3). マネジメント・アクションを認識する際に具体的に留意すべき事項として、主に次の意見があった。

- ① 仕様書の要件や契約条件等を満たすことを確認
- ② 会社の契約者配当方針や社内規程等との整合性を確認
- ③ 外部に説明可能かどうかを考慮
- ④ マネジメント・アクションの設定方法や根拠等の文書化
- ⑤ 社内での意思決定
- ⑥ 経営陣の十分な理解

上記のうち、①～③については 2019年度フィールドテスト実施時点において既に留意しているとの意見もあった。

(4). マネジメント・アクションの妥当性を検証する際に具体的に留意すべき事項として、主に次の意見があった。

- ① マネジメント・アクションの設定方法等の文書化とそのレビューを実施
- ② マネジメント・アクションと実際の経営行動との関係を確認
- ③ 仕様書の要件や契約条件等を満たすことを確認
- ④ 社内での意思決定（例：マネジメント・アクションの設定方法の見直し要否を経営会議で確認）
- ⑤ 経営陣の十分な理解
- ⑥ 妥当性、比較可能性、客観性を確保する仕組みを構築

上記のうち、①～④については、2019 年度フィールドテスト実施時点において既に留意しているとの意見もあった。

以上